



平成27年11月20日 発表

担 当	三 重 労 働 局	
	賃金室長	馬場 祐一
	賃金指導官	海山 淳
	TEL(059)226-2108 FAX(059)226-2117	

5業種の三重県特定（産業別）最低賃金が 平成27年12月20日から改正発効されます。

三重労働局長（川口達三^{かわぐちたつぞう}）は、三重地方最低賃金審議会に対して諮問を行った三重県ガラス・同製品製造業のほか4業種に係る特定（産業別）最低賃金改正について、10月22日に答申を受け、それぞれ現行額を14円から15円引き上げる決定を行い、11月20日に官報公示しました。

記

1 最低賃金について

最低賃金制度は、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。

最低賃金は、産業や職種に関わりなく、すべての労働者に対して適用される三重県最低賃金と、特定の産業について決定している特定（産業別）最低賃金があり、両方の最低賃金が同時に適用される場合、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

特定（産業別）最低賃金は、三重県内には7業種設定されておりますが、そのうち、今回、5業種について、本年12月20日（日）に改正発効します。

2 資料

三重県内の最低賃金（別紙）

三重県内の最低賃金

三重県最低賃金

時間額 **771** 円 (平成27年10月1日発効)

「三重県最低賃金」は、県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。臨時・パート・アルバイトなど雇用形態や年齢を問いません。

なお、特定の産業に該当する事業場で働く労働者には、下表の「特定（産業別）最低賃金」が適用されます。ただし、次の労働者は、「三重県最低賃金」が適用されます。

1 8歳未満又は65歳以上の者

雇い入れ後3月未満（「ガラス・同製品製造業」及び「電線・ケーブル製造業」は6月未満）の者であって、技能習得中のもの
主として清掃又は片付け等軽易業務に従事する者

また、派遣労働者については、派遣先の地域別又は特定（産業別）最低賃金が適用されます。

特定（産業別）最低賃金			効力発生日
三重県ガラス・同製品製造業最低賃金	時間額	829円	平成27年12月20日
三重県銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄、鋳鉄管製造業最低賃金 (下記 参照)	日 額	5,907円	平成10年12月15日
	時間額	県最賃(771円)	(平成27年10月1日)
三重県電線・ケーブル製造業最低賃金	時間額	848円	平成27年12月20日
三重県洋食器・刃物・手道具・金物類製造業最低賃金	時間額	843円	平成27年12月20日
三重県一般機械器具製造業最低賃金 (下記 参照)	時間額	県最賃(771円)	(平成27年10月1日)
三重県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	時間額	834円	平成27年12月20日
三重県建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業最低賃金	時間額	869円	平成27年12月20日

三重県（地域別）と特定（産業別）最低賃金の両方の最低賃金が同時に適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

従って「三重県銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄、鋳鉄管製造業最低賃金（時間額739円、日額5,907円）」、「三重県一般機械器具製造業最低賃金（時間額762円）」が適用される労働者については、三重県（地域別）最低賃金の金額以上の賃金を支払わなければなりません。

詳細については、三重労働局賃金室（TEL059-226-2108）又は最寄の労働基準監督署へお尋ねください。
三重労働局ホームページ(<http://mie-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>)にも掲載しています。

三重県内の最低賃金

三重県最低賃金

時間額 **771** 円 (平成27年10月1日発効)

「三重県最低賃金」は、県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。臨時・パート・アルバイトなど雇用形態や年齢を問いません。

なお、特定の産業に該当する事業場で働く労働者には、下表の「特定（産業別）最低賃金」が適用されます。ただし、次の労働者は、「三重県最低賃金」が適用されます。

1 8歳未満又は65歳以上の者

雇い入れ後3月未満（「ガラス・同製品製造業」及び「電線・ケーブル製造業」は6月未満）の者であって、技能習得中のもの
主として清掃又は片付け等軽易業務に従事する者

また、派遣労働者については、派遣先の地域別又は特定（産業別）最低賃金が適用されます。

特定（産業別）最低賃金			効力発生日
三重県ガラス・同製品製造業最低賃金	時間額	814円	平成26年12月20日
三重県銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄、鋳鉄管製造業最低賃金	日額	5,907円	平成10年12月15日
	時間額	県最賃（771円）	（平成27年10月1日）
三重県電線・ケーブル製造業最低賃金	時間額	833円	平成26年12月20日
三重県洋食器・刃物・手道具・金物類製造業最低賃金	時間額	829円	平成26年12月20日
三重県一般機械器具製造業最低賃金	時間額	県最賃（771円）	（平成27年10月1日）
三重県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	時間額	819円	平成26年12月20日
三重県建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業最低賃金	時間額	854円	平成26年12月20日

三重県（地域別）と特定（産業別）最低賃金の両方の最低賃金が同時に適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

従って「三重県銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄、鋳鉄管製造業最低賃金（時間額739円、日額5,907円）」、「三重県一般機械器具製造業最低賃金（時間額762円）」が適用される労働者については、三重県（地域別）最低賃金の金額以上の賃金を支払わなければなりません。

詳細については、三重労働局賃金室（TEL059-226-2108）又は最寄の労働基準監督署へお尋ねください。
三重労働局ホームページ(<http://mie-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>)にも掲載しています。